



茨城県報

第 1 4 0 6 号

平成14年10月10日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

町の区域の設定 (地方課)	2
医療機関の指定, 廃止及び変更 (厚生指導課)	3
介護機関の指定 (厚生指導課)	5
介護機関の変更 (厚生指導課)	6
指定居宅サービス事業者の指定 (2件) (高齢福祉課)	7
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課)	7
大規模小売店舗の変更の届出 (4件) (商業流通課)	7
森林病害虫等防除法の規定による命令の内容となる事項の公表 (林業課)	13
定款変更の認可 (農村計画課)	16
土地改良事業の工事の完了 (農村計画課)	16
道路の区域の決定 (道路維持課)	16
道路の供用の開始 (道路維持課)	16
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (都市整備課)	16
事業計画の変更の認可 (下水道課)	17
土地改良事業の認可 (土地改良事務所)	17
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	17
土地改良区役員の退任 (5件) (土地改良事務所)	18

(選挙管理委員会)

政治団体の設立届出.....	20
政治団体の届出事項の異動届出.....	20
政治団体の解散届出.....	21
資金管理団体の指定届出.....	21

公 告

家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)	21
都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	22
物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示 (出納第二課)	26

正 誤

平成7年4月10日付け茨城県報第640号中	28
-----------------------------	----

 告 示

茨城県告示第1268号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により阿見町長から同町内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、平成14年11月11日から生ずるものである。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

住吉一丁目に設定する区域

大字荒川沖字鶉ノ台 888の1, 935・936合併の1, 937の2から937の6まで, 938の1から938の4まで, 938の6から938の17まで, 939の1から939の12まで, 940の1から940の10まで, 941の1から941の18まで, 941の20から941の31まで, 941の33, 941の35から941の39まで, 943の1, 943の3, 943の4, 944の1, 944の11から944の24まで, 945の1から945の3まで, 946の1から946の4, 946の9から946の14まで, 947の1から947の6まで, 948の2, 948の3, 949の1から949の4まで, 953の1

同 字鶉野 953の9から953の14まで, 953の20, 953の22から953の31まで, 953の34から953の38まで, 953の40, 953の85, 953の86, 953の97, 953の100, 953の101, 953の103から953の105まで, 953の288, 953の342, 953の346から953の354まで, 953の361から953の368まで, 953の381, 953の382, 953の384から953の387まで, 953の422, 953の427から953の429まで, 953の458, 953の459, 953の479, 953の481から953の506まで, 953の508, 953の509, 953の513, 953の518, 953の519, 953の521, 953の524から953の531まで, 953の533, 953の534, 953の536, 953の537, 953の542, 953の547から953の550まで, 953の552から953の562まで, 953の566から953の584まで, 953の586, 953の588, 953の590から953の627まで, 953の629から953の667まで, 953の669から953の674まで, 1424の1から1424の3まで, 1425の1, 1425の2, 1426の1から1426の6まで, 1427の1, 1427の3, 1427の5から1427の8まで, 1428の3から1428の6まで, 1429の2, 1429の3, 1429の6, 1429の7, 1430の2, 1432の1から1432の6まで, 1433の3, 1434の2, 1434の3, 1435の2, 1435の3, 1435の5, 1436の2から1436の6まで, 1437の2

同 字住吉 1905の3, 1906の1から1906の3まで, 1907, 1908の1から1908の4まで, 1909の1から1909の8まで, 1910の3, 1910の5, 1910の6, 1910の17から1910の22まで, 1920の3, 1921の11, 1922の1から1922の7まで, 1922の9から1922の18まで, 1922の20から1922の36まで, 1923の2, 1924の1から1924の3まで, 1925の1, 1925の4から1925の17まで, 1926の3, 1926の11から1926の15まで, 1935の3, 1936の1, 1936の4から1936の7まで, 1937の2

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

住吉二丁目に設定する区域

大字荒川沖字鶉野 953の87, 953の94から953の96まで, 953の102, 953の290, 953の356, 953の412, 953の551, 953の563から953の565まで, 953の585, 953の587, 953の589, 953の628, 1449の1から1449の13まで, 1449の16, 1449の17, 1450の2, 1451の3, 1451の5, 1451の6, 1451の8,

同 字住吉

1452の3, 1452の4, 1453の2, 1453の3, 1454の2, 1481の2, 1483の3, 1484の3, 1485の3, 1486の2, 1510の2, 1511の3, 1512の2, 1513の2, 1541の2, 1542の3, 1543の3, 1544の3, 1545の3, 1578の3, 1579の3, 1579の7から1579の10まで, 1580の3, 1581の2, 1581の3, 1582の2, 1619の3, 1619の5, 1620の3, 1621の2, 1622の2, 1863の1, 1863の2, 1863の4, 1863の5, 1864の2から1864の4まで, 1864の6から1864の8まで, 1864の10から1864の14まで, 1865の1から1865の34まで, 1868の1から1868の10まで, 1869の1, 1869の2, 1870の1から1870の4まで, 1871の1から1871の17まで, 1873の1から1873の3まで, 1874, 1875の1, 1875の2, 1876の1, 1876の2, 1877の1, 1877の2, 1878の1から1878の3まで, 1879の1から1879の4まで, 1880, 1881の1から1881の5まで, 1884の1から1884の4まで, 1885の1から1885の8まで, 1886の1, 1886の2, 1886の5から1886の31まで, 1887の1から1887の9まで, 1888の1から1888の3まで, 1889の1から1889の3まで, 1889の5から1889の9まで, 1890の1から1890の3まで, 1890の5から1890の9まで, 1891の1から1891の9まで, 1893の1, 1893の2, 1894の1から1894の7まで, 1895の1, 1895の2, 1896の1から1896の5まで, 1896の9から1896の19まで, 1897, 1898の1, 1898の2, 1899の1から1899の7まで, 1900の1から1900の3まで, 1901, 1902, 1903の1, 1903の2, 1904の1から1904の7まで, 1905の1, 1905の2, 1910の1, 1910の2, 1910の4, 1910の7から1910の15まで, 1911の1, 1911の3から1911の10まで, 1912の1から1912の5まで, 1913の1, 1913の2, 1914の1, 1914の3から1914の5まで, 1915の1, 1915の2, 1916の1から1916の14まで, 1917の1, 1917の2, 1918の1から1918の20まで, 1919の1から1919の8まで, 1919の11, 1919の13から1919の16まで, 1920の1, 1920の2, 1921の1から1921の5まで, 1921の7から1921の10まで, 1921の12から1921の14まで, 1926の1, 1926の2, 1926の4から1926の10まで, 1927の1から1927の28まで, 1927の30から1927の37まで, 1928の1から1928の3まで, 1929の1から1929の18まで, 1931の1から1931の5まで, 1933の1から1933の14まで, 1934の1, 1934の2, 1935の1, 1935の2, 1935の4, 1935の5, 1937の1, 1938, 1939の1, 1939の2

及びこれらの区域に介在する道路, 水路である国有地の全部

上記地番は, 平成14年6月17日現在の登記簿による。

茨城県告示第1269号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について, 次のとおり指定, 廃止及び変更したので, 同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
0141774 友愛薬局水戸店	水戸市城東1-3-11	調剤	株式会社友愛メ ディカル	平成14年 8月25日	変更
3730682 はんじょう歯科診療所	行方郡北浦町繁昌752-5	歯科・小児歯科・歯科口 腔外科	鈴木 英一	平成14年 9月30日	廃止
0112938 打越内科クリニック	水戸市青柳町4064-2	内科・小児科・循環器科	打越 康郎	平成14年 8月31日	廃止

コ ー ド 名 称	所 在 地	診 療 科 目 等	開 設 者	指 定 等 年 月 日	区 分
0113662 打越内科クリニック	水戸市青柳町4064 - 2	内科・小児科・循環器科	医療法人 鈴舎 会	平成14年 9月1日	指定
2110864 ハートクリニック松本	ひたちなか市高場 1673 - 12	内科・呼吸器科・消化器 科・循環器科・小児科	松本 龍馬	平成14年 8月31日	廃止
2111136 ハートクリニック松本	ひたちなか市大字高場 1673 - 12	内科・呼吸器科・消化器 科・循環器科・小児科	医療法人社団 ハート	平成14年 9月1日	指定
4410577 有田内科整形リハビリク リニック	北相馬郡藤代町毛有 363 - 2	内科・神経内科・消化器 科・整形外科・リウマチ 科・リハビリテーション 科・小児科・皮膚科・泌 尿器科	有田 元英	平成14年 9月1日	指定
0211532 かもめ・日立クリニック	日立市東滑川町1 - 3186	内科	医療法人 かも めクリニック	平成14年 9月1日	指定
3110277 桜ヶ丘病院	東茨城郡茨城町奥谷1076	内科・外科・小児科・整 形外科	毛利 龍彦	平成14年 5月31日	廃止
3110780 医療法人桜丘会 桜ヶ丘 病院	東茨城郡茨城町奥谷1076	内科・循環器科・呼吸器 科・外科・消化器科・整 形外科・リウマチ科	医療法人 桜丘 会	平成14年 6月1日	指定
2110955 四方病院	ひたちなか市春日町 12 - 2	胃腸科・外科・整形外科 ・循環器科・肛門科	四方 光	平成14年 4月30日	廃止
2111110 四方医院	ひたちなか市春日町 12 - 2	循環器科・外科・胃腸科 ・整形外科・肛門科	医療法人社団 恵明会	平成14年 5月1日	指定
1540115 松本薬局	北茨城市中郷町下桜井 860 - 1	調剤	松本 厚子	平成14年 9月12日	指定
0830725 ふたば歯科クリニック	龍ヶ崎市松葉1 - 2 - 1	歯科・小児歯科・歯科口 腔外科・矯正歯科	櫻井 英人	平成14年 9月1日	指定
0810077 横田医院	龍ヶ崎市上町2941	内科・皮膚科・泌尿器科	横田 明	平成14年 8月31日	廃止
0810671 横田医院	龍ヶ崎市字光順田 2941 - 1	内科・皮膚科・泌尿器科	医療法人 明朝 会	平成14年 9月1日	指定
3110673 広沢クリニック	東茨城郡常北町上入野滝 ノ上2427 - 1	内科・外科・消化器科・ 肛門科・リハビリテーシ ョン科・放射線科	廣澤 邦浩	平成14年 4月30日	廃止
3110772 広沢クリニック	東茨城郡常北町上入野 2427 - 1	内科・外科・消化器科・ 肛門科・リハビリテーシ ョン科・放射線科・小児 科	医療法人 広沢 クリニック	平成14年 5月1日	指定
1410265 たばたクリニック	高萩市高戸382 - 1	内科・胃腸科・呼吸器科 ・皮膚科	田端 康仁	平成14年 8月31日	廃止
1410299 たばたクリニック	高萩市高戸382 - 1	内科・胃腸科・呼吸器科 ・皮膚科	医療法人 たば たクリニック	平成14年 9月1日	指定
1110089 水海道クリニック	水海道市山田町字八間西 4555	内科	鳴海 福星	平成14年 8月31日	廃止
1110170 水海道クリニック	水海道市山田町字八間西 4555	内科	松崎 光子	平成14年 9月1日	指定
0840250 ネオ薬局	龍ヶ崎市佐貫1 - 13 - 2 クーラントヒル101	調剤	有限会社 ティ ーエヌファーマ シー	平成14年 8月31日	廃止
0840359 アイリス薬局 茨城佐貫 店	龍ヶ崎市佐貫1 - 13 - 2 クーラントヒル101	調剤	有限会社 アイ リスコーポレー ション	平成14年 9月1日	指定
1540206 サンライフ薬局	北茨城市大津町字水汲戸 2521 - 2	調剤	エムワイ十字株 式会社	平成14年 8月31日	廃止

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
1540263 サンライフ薬局	北茨城市大津町字水汲戸 2521 - 2	調剤	薬樹株式会社	平成14年 9月1日	指定
0130787 尾山歯科医院	水戸市千波町2353 - 12	歯科	尾山 龍雄	平成14年 8月31日	廃止
0133070 尾山歯科医院	水戸市千波町2270 - 3	歯科・小児歯科・歯科口 腔外科	尾山 正洋	平成14年 9月1日	指定
1110022 菊地眼科医院	水海道市宝町2838	眼科	菊地 紘	平成14年 8月19日	廃止
1110378 菊池眼科医院	水海道市宝町2838	眼科	菊池 春子	平成14年 8月20日	指定
3611183 白鳥クリニック	鹿島郡大洋村大字上幡木 字前砂子1422 - 4	内科	松田 敏裕	平成14年 6月30日	廃止
3611217 医療法人社団 翔友会 白鳥クリニック	鹿島郡大洋村大字上幡木 字前砂子1422 - 4	内科	医療法人社団 翔友会	平成14年 7月1日	指定
2140766 ながほりの薬局	ひたちなか市長堀町 3 - 8 - 19	調剤	中原 和彦	平成14年 10月1日	指定
1740384 天祐堂薬局	取手市白山2 - 5 - 9	調剤	大西 保	平成14年 9月14日	指定
0840367 ひろせ薬局	龍ヶ崎市中里1 - 1 - 10	調剤	有限会社 ワイ アンドイー	平成14年 10月1日	指定
0241269 べんてん薬局	日立市弁天町2 - 8 - 8	調剤	有限会社 春草	平成14年 9月1日	指定

茨城県告示第1270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0840241186 あい薬局くじ店	日立市久慈町2丁目2番 21	居宅療養管理指導	有限会社 ホン マ	平成14年 10月1日
0870101052 訪問介護センター アゼ リア 河和田	水戸市河和田町3丁目 2368 - 1 ガーデンプラ トー河和田 A101	訪問介護	有限会社 トラ スト	平成14年 10月1日
0870101284 メディカルリフターワー ルド	水戸市住吉町200 - 6	福祉用具貸与	フィット 有限 会社	平成14年 10月1日
0870200441 ひたちの森デイサービス ハッピーデイ	日立市小木津町1020番地	通所介護	医療法人 永慈 会	平成14年 10月1日
0870200458 ひたちの森クラブ	日立市小木津町1020番地	居宅介護支援事業	医療法人 永慈 会	平成14年 10月1日
0870700135 グループホーム優優	結城市結城8622 - 36	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 ほー むけあ いしや ま	平成14年 10月1日
0871000246 グループホーム 藍藍	下妻市長塚乙11 - 1	痴呆対応型共同生活介護	有限会社 ほー むけあ いしや ま	平成14年 10月1日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0871000253 痴呆性高齢者デイサービス 監監	下妻市長塚乙11 - 1	通所介護	有限会社 ほーむけあ いしやま	平成14年 10月1日
0873100101 指定居宅介護支援事業所 グリーンなかさい	東茨城郡常北町那珂西 1483番3	居宅介護支援事業	社会福祉法人 雄志会	平成14年 10月1日
0873100242 指定訪問介護事業所 グ リーンなかさい	東茨城郡常北町那珂西 1483番3	訪問介護	社会福祉法人 雄志会	平成14年 10月1日
0873100259 指定通所介護事業所 グ リーンなかさい	東茨城郡常北町那珂西 1483番3	通所介護	社会福祉法人 雄志会	平成14年 10月1日
0873300594 株式会社 地域ネットワ ーク	那珂郡東海村石神内宿 1664 - 2 大興内宿ハイツ 101号室	福祉用具貸与	株式会社 地域 ネットワーク	平成14年 10月1日
0873300610 ケアプランセンターとう かい	那珂郡東海村石神内宿 1724 - 1	居宅介護支援事業	医療法人社団い ばらき会	平成14年 10月1日
0873600332 神栖ホームサービス	鹿島郡神栖町溝口4873番 地326	訪問介護	有限会社 神栖 家政婦紹介所	平成14年 10月1日
0873800387 つくば双愛居宅介護支援 事業所	稲敷郡苳崎町高崎1008	居宅介護支援事業	医療法人社団 双愛会	平成14年 10月1日
0873800650 通所リハビリテーション 雅	稲敷郡苳崎町高崎1008	通所リハビリテーション	医療法人社団 双愛会	平成14年 10月1日
0873900401 グループホーム Sun ふぁみりい	新治郡千代田町稲吉東4 丁目1番24号	痴呆対応型共同生活介護	特定非営利活動 法人 ファミリー ー会	平成14年 10月1日
0874000169 株式会社 スマイルケア 通所介護	筑波郡谷和原村福岡1353 番地	通所介護	株式会社 スマ イルケア	平成14年 10月1日
0813610730 鬼沢医院	鹿島郡銚田町銚田2116	介護療養型医療施設	医療法人 幸樹 会	平成14年 10月1日
0854480019 サン・ライフ宗仁会	北相馬郡藤代町岡1471	短期入所療養介護	医療法人社団 宗仁会	平成14年 10月1日
0873100267 特別養護老人ホーム グ リーンなかさい	東茨城郡常北町那珂西字 八幡山1483 - 3	短期入所生活介護	社会福祉法人 雄志会	平成14年 10月1日

茨城県告示第1271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

申請(開設)者 の 名 称	指定時の事 業所の名称	指定時の事業 所の所在地	サービス の種類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
有限会社 パワ ーステージ	グループホームみ んなの家河和田	水戸市河和田町 4433番地40	痴呆対応 型共同生 活介護	(名称) グル ープホーム ばな な	0870101102	平成14年 8月1日	変更

茨城県告示第1272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	指定時の事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
有限会社いなしき	訪問介護サービスいなしき	つくば市梅園2丁目27-7 パームハイツ101号	訪問介護	平成14年 10月1日

茨城県告示第1273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
医療法人昂仁会	デイサービス あおば	鹿島郡銚田町大字銚田1444番地 8	通所介護	平成14年 10月2日

茨城県告示第1274号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条第1項の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
特定非営利活動法人 居宅介護支援事業所 なすな	特定非営利活動法人 指定居宅介 護支援事業所なすな	古河市松並1丁目21番30号	居宅介護支 援	平成14年 10月1日

茨城県告示第1275号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を書を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社セイブ

代表取締役 蓼沼 弘治

(2) 住所

水戸市住吉町284番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ袴塚店

水戸市袴塚 2 - 4 - 56

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後 9 時

(変更後) 開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時45分 ~ 午後 9 時15分

(変更後) 午前 8 時45分 ~ 午前 0 時15分 (一部午後 9 時)

(3) 変更する年月日

平成14年 9 月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼沼 弘治
株式会社フクダヤ	水戸市大工町 2 丁目 1 番30号	廣 瀬 清 一
有限会社岩崎薬局	水戸市泉町 1 丁目 3 番18号	岩 崎 英 雄
有限会社本田生花苑	石岡市杉並 1 丁目 6 番38号	本 田 文 三
有限会社朝日屋	水戸市本町 3 丁目 9 番 3 号	長谷川 保 夫

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,844m²

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 147台

(イ) 駐輪場の収容台数 35台

(ウ) 荷さばき施設の面積 21m²(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 19m³

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時～午後4時

3 届出年月日

平成14年9月20日

茨城県告示第1276号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三樹商事株式会社

代表取締役 小川 建樹

(2) 住所

那珂郡東海村大字舟石川762番地の1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東海駅東ショッピングタウン

那珂郡東海村舟石川長堀15街区1

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時（年間120日は午前9時）

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時（年間60日は午前8時）

閉店時刻 午後11時（一部午後9時）

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分（年間120日は午前8時30分）～午後9時30分

(変更後) 第1・第2・立体駐車場 午前8時30分（年間60日は午前7時30分）～午後9時

第4駐車場 午前8時30分（年間60日は午前7時30分）～午後11時30分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前5時～午後9時

(変更後) 午前6時～午後9時

(3) 変更する年月日

平成14年9月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡田元也
阿さ川製菓株式会社	水戸市元石川町富士山325の19	桐山幸雄
一番寿し	東茨城郡常北町那珂西2633番地の26	山森研一
株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町三丁目47番10号	本庄八郎
株式会社大野書店	那珂郡東海村舟石川819-26	大野豊治
岡沢宝飾株式会社	千葉県佐原市佐原7-524	岡沢光男
株式会社クロサワ眼鏡店	水戸市南町二丁目3番25号八クビ水戸ビル3F	黒澤輝子
有限会社ケイエスジャパン	稲敷郡阿見町大字実穀1367番地の6	榊原且也
株式会社コックス	静岡県浜松市鍛冶町320番地の23	藤野武美
ジャスフォート株式会社	大阪府大阪市中央区備後町二丁目4番9号	本田進
株式会社シャルム	那珂郡東海村白方1511-1	永山幸男
株式会社鈴丹	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番37号	伊佐治博
ソックコーベ株式会社	兵庫県神戸市兵庫区荒田町一丁目17-13	日ノ本鉄也
株式会社タカラブネ	京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗37番地	新開純也
株式会社錦	京都府京都市上京区五辻通浄福寺西入一色町27番地1	竹内義典
株式会社フクダ	ひたちなか市外野二丁目	福田伸二
株式会社フジパンストアー	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地	船橋重明
株式会社ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	野口禎一郎
株式会社三貴	東京都豊島区東池袋3-4-3池袋イースト	木村和巨
よこやま生花店	ひたちなか市表町6-11	横山孝
株式会社リオ横山	愛知県名古屋市中区平和一丁目15番27号	横山和幸

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

13,108㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 903台
 (イ) 駐輪場の収容台数 200台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 108㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 123㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

11箇所

3 届出年月日

平成14年9月18日

茨城県告示第1277号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏名

小菅 一男

(2) 住所

筑波郡谷和原村大字小絹898番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ谷和原店

筑波郡谷和原村大字小絹字香取680番地 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分～午後9時15分

(変更後) 午前8時45分～午前0時15分

(3) 変更する年月日

平成14年9月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 瀨 裕 正
有限会社学園化学クリーニング	つくば市大字手子生1046-2	鈴 木 富 夫
今川薬品株式会社	つくば市大字谷田部5634番地の1	今 川 美 明

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,415㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 141台
- (イ) 駐輪場の収容台数 25台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 19㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 22㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- (イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前3時～午後1時

3 届出年月日

平成14年9月20日

茨城県告示第1278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出で、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出及び同法附則第5条第5項の規定により同法第5条第1項の規定による届出とみなされるものについて、同法第6条第3項の規定により準用する同法第5条第3項の規定及び同項に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名
株式会社カスミ
代表取締役社長 小瀨 裕正
- (2) 住所
つくば市西大橋599番地1

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
カスミ神立西店
土浦市神立町字上砂4427番
- (2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (変更前) 開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
- (変更後) 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時45分～午後9時15分

(変更後) 午前8時45分～午前0時15分 (一部午後9時)

(3) 変更する年月日

平成14年9月21日

(4) 上記(2)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 瀨 裕 正
中島 いち	土浦市中央1丁目7-13	
株式会社久月総本舗	土浦市東真鍋町10番4号	横 山 雄 二
大島 紀子	土浦市下高津3-7-14	

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,468㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 101台

(イ) 駐輪場の収容台数 50台

(ウ) 荷さばき施設の面積 37㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 62㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前3時～午後1時

3 届出年月日

平成14年9月20日

茨城県告示第1279号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第1号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)に掲げる区域内において森林又は樹木を所有し、又は管理する者で、この公表した事項に関し不服がある者は、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 区域及び期間

(1) 区域

北茨城市，高萩市，つくば市，鹿嶋市，東茨城郡大洗町，鹿島郡鉾田町，同郡大洋村，同郡波崎町，真壁郡真

壁町及び同郡大和村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする（「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県農林水産部林業課，茨城県県北地方総合事務所，茨城県鹿行地方総合事務所，茨城県県南地方総合事務所，茨城県県西地方総合事務所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。）。

(2) 期間

平成14年11月25日から平成15年3月25日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木を伐倒して薬剤により防除し，又は当該樹木を伐倒してはく皮し，松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成14年9月1日から9月24日までの間に各地方総合事務所の管轄区域内の松林を調査した結果，このうち1の(1)に掲げる区域において松くい虫の被害が発生しており，3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，1の(1)に掲げる区域及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については，森林病虫害等防除法第11条に規定する森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は，当該措置を行った後，速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に松くい虫防除実施届出書（別記様式）を提出すること。ただし，(3)により損失補償金交付申請書を提出する場合は，この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は，松くい虫防除損失補償金交付申請書（茨城県松くい虫防除損失補償金交付要項（昭和52年茨城県告示第1258号）様式第1号又は第2号）を，当該措置を行った後，速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方総合事務所の長に提出すること。この場合において，当該地方総合事務所の長は，当該申請書の提出を受けたときは，申請者の行った措置が3に掲げる措置の内容に適合するかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を当該申請者に交付するものであること。

(4) 知事は，3に掲げる樹木を所有し，又は管理する者が，1の(2)に掲げる期間内に3に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は，(4)の措置を行った場合において，その費用の額が，3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき森林病虫害等防除法第8条第1項の規定による損失補償の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

別記様式

年 月 日

松くい虫防除実施届出書

茨城県 地方総合事務所長 殿

届出人住所

氏名

印

次のとおり松くい虫の防除を実施したので届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森 林 面 積	樹 木 本 数	樹 木 の 材 積		
	ヘクタール	本	立方メートル		
実施区域又は場所	実 施 期 間	実 施 に 要 し た 費 用			
		種 別	数 量	単 価	金 額
	月 日から 月 日まで	人夫費	人	円	円
		薬剤費		円	円
		その他		円	円
		計		円	円

茨城県告示第1280号

平成14年8月21日付けで小堤土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成14年10月3日認可した。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1281号

平成10年4月25日で計画を確定した県営養蚕地区土地改良事業（かんがい排水事業・排水対策特別型）については、平成14年8月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、平成14年10月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

整 理 番 号	道路の種類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長
356	県 道	常北那珂線	那珂郡那珂町大字戸字桑山向 7008番地先から 那珂郡那珂町大字戸字天神川原 2578番3地先まで	メートル 最大 51.0 最小 15.0	メートル 697

茨城県告示第1283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成14年10月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常北那珂線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町大字戸字桑山向7035番地先から
那珂郡那珂町大字戸字天神川原2578番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成14年10月10日

茨城県告示第1284号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、ひたちなか市西古内土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について届出があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 理事に就任した者

職 名	氏 名	住 所
理 事	鴨志田 成 男	ひたちなか市大字東石川3064番地
"	鴨志田 中 男	" " 3066番地
"	清 水 英 俊	" 大字高場1103番地
"	清 水 武 彦	" " 1285番地
"	清 水 實	" " 1266番地
"	立 原 寛 治	" 大字東石川2670番地の1
"	立 原 武 夫	" " 2723番地
"	飛 田 信 一	" 大字高場1085番地
"	松 本 光 榮	" " 676番地
"	武 藤 清	" 大字東石川2743番地

茨城県告示第1285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 潮来市

2 都市計画事業の種類及び名称

潮来都市計画下水道事業潮来町公共下水道及び牛堀都市計画下水道事業牛堀町公共下水道

3 事業施行期間 自 昭和48年3月5日

至 平成18年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

平成12年4月13日茨城県告示第503号の事業地の潮来町を潮来市に改め、平成12年4月13日茨城県告示第504号の事業地の牛堀町を潮来市に改める。

(2) 使用の部分

平成12年4月13日茨城県告示第503号の事業地の潮来町を潮来市に改め、平成12年4月13日茨城県告示第504号の事業地の牛堀町を潮来市に改める。

茨城県告示第1286号

平成14年5月13日付けで桜川土地改良区から申請のあった羽生地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成14年9月5日認可した。

平成14年10月10日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第1287号

行方郡麻生町大字天掛468番地に事務所を置く天掛籠田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良

法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年10月10日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	小 澤 孝 志	行方郡麻生町大字天掛206番地
"	宮 内 實	" " " 512番地
"	藤 崎 寿 巳	" " " 377番地 3
"	藤 崎 洋 一	" " " 184番地 3
"	羽 生 誠	" " " 351番地 3
"	柏 葉 洋 一	" " 大字籠田50番地
"	斎 藤 卓 己	" " " 175番地
"	大 川 實	" " 大字小牧253番地
"	高 野 登 吉	" " 大字天掛233番地
監 事	瀨 野 治	" " " 467番地 1
"	山 本 良 信	" " " 241番地 4

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	藤 崎 章 一	行方郡麻生町大字天掛391番地
"	宮 崎 一 昭	" " " 602番地 2
"	高 野 弘 宣	" " " 228番地
"	石 神 榮 一	" " 大字籠田192番地
"	高 崎 義 和	" " 大字天掛358番地 2
"	中 根 寛	" " 大字小牧527番地
"	高 崎 隆	" " 大字天掛468番地
"	柏 葉 安 男	" " 大字籠田25番地 4
"	高 野 政 雄	" " 大字天掛378番地 2
監 事	藤 崎 勝 彦	" " " 387番地 1
"	額 賀 庸 市	" " 大字籠田97番地

茨城県告示第1288号

東茨城郡常北町大字石塚2065番地の7に事務所を置く増井土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年10月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	大 畑 耕 一	東茨城郡常北町大字増井1002番地

茨城県告示第1289号

水戸市柵町1丁目3番1号に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年10月10日

茨城県水戸土地改良事務所長 飯 田 豊

退 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	吉 原 功	那珂郡那珂町大字福田898番地1

茨城県告示第1290号

行方郡玉造町大字甲429番地1に事務所を置く玉造南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年10月10日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 田 廣 文

退 任

職 名	氏 名	住 所
監 事	樽 見 二 郎	行方郡玉造町大字手賀1535番地

茨城県告示第1291号

筑波郡谷和原村大字福岡1546番地に事務所を置く福岡堰土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年10月10日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	登 坂 道 郎	筑波郡谷和原村大字押砂717番地

茨城県告示第1292号

新治郡霞ヶ浦町牛渡365番地に事務所を置く出島土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成14年10月10日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	岸 績	新治郡霞ヶ浦町穴倉6164番地の1
"	池 澤 豊	新治郡霞ヶ浦町岩坪1753番地の1

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡野直治を育てる会	河 嶋 正 弘	岡 野 節 子	水戸市千波町1150 - 1 石川ビル1 F	H14. 9. 2
県都未来研究会	岡 野 直 治	岡 野 節 子	水戸市千波町1229 - 1	H14. 9. 2
夢のある明日の会	正 村 雅 彦	内 藤 雅 嗣	水戸市梅香1丁目6番31号	H.14. 9. 3
澤島俊光後援会	尾 形 孝	白 井 勉	那珂郡東海村村松3135 - 476	H14. 9. 6
本間もとき後援会	大 坪 孝 充	江 幡 勝 央	ひたちなか市東石川3378 - 16	H14. 9. 6
田口よねぞう後援会	坂 場 實	埴 繁	水戸市坏大野189	H14. 9. 9
鬼沢としあき後援会	下 代 恒 夫	村 山 裕	石岡市大字高浜768	H14. 9. 9
松下けんじ後援会	松 下 賢 二	郡 司 孝 夫	高萩市本町4丁目312 - 1	H14. 9.11
自由民主党茨城県家畜 商支部	池 田 金 一	伊 野 ト ミ	東茨城郡美野里町竹原350 - 7	H14. 9.11
自由民主党神栖中央支 部	保 立 一 男	大 塚 正 勝	鹿島郡神栖町日川862	H14. 9.11
鬼沢俊昭を育てる会	鬼 沢 俊 昭	鬼 澤 た か	石岡市大字高浜768	H14. 9.19
慶愛会	塚 本 洋 二	来 栖 仁	つくば市大曾根2915	H14. 9.19
自由民主党藤代町支部	三 浦 哲	土 井 金 哉	北相馬郡藤代町藤代571	H14. 9.20
森田伸後援会	生 稲 泰 次	小 沼 紀 夫	石岡市東石岡5丁目3077 - 5, 6	H14. 9.24
自由民主党土浦中央支 部	青 山 富 士 比 呂	寺 内 充	土浦市乙戸801 - 2	H14. 9.25
林悦子後援会	金 子 昭	藤 浪 賢 一	真壁郡真壁町古城56番地	H14. 9.27

茨城県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出が次のようにあったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	自由民主党岩瀬桜川支 部	上 野 征 一			H14. 9. 4
旧		中 田 裕			

	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
新	染谷清後援会	町 田 弘			H14. 9. 5
旧		中 島 三 郎			
新	茨城県建築士事務所政経研究会	横須賀 満 夫	須 藤 隆		H14. 9. 6
旧		柴 和 伸	根 本 英		
新	森元恒雄茨城県後援会		前 田 尚 利		H14. 9.13
旧			大 平 光 男		
新	自民党茨城県地方自治振興支部		前 田 尚 利		H14. 9. 19
旧			大 平 光 男		
新	おかの直治を育てる会				H14. 9.19
旧	岡野直治を育てる会				
新	新しい水戸を創る市民の会	大 川 清			H14. 9.26
旧		幡 谷 定 俊			

茨城県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散届出が次のようにあったので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大日本光心塾	塩 畑 和 治	赤 塚 孝 一	東茨城郡小川町与沢1105	H14. 8. 6

茨城県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出が次のようにあったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成14年10月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 足 立 裕

届出者氏名 (代表者氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡 野 直 治	茨城県議会議員	県都未来研究会	水戸市千波町1229 - 1	H14. 9. 2
鬼 沢 俊 昭	茨城県議会議員	鬼沢俊昭を育てる会	石岡市大字高浜768	H14. 9.19

公 告

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第5項により告示する。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	転 帰
ヨ－ネ病	牛	患 畜	2 頭	岩間町下土師	平成14年 9月30日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

都市計画変更案の作成に係る公聴会の開催

水戸・勝田都市計画の変更案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年12月27日茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べることができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

日 時	場 所	公述申出書の提出先、提出期限及び様式
平成14年10月25日 午後2時00分	水戸市飯富町4449番1 水戸市飯富公民館ホール	提 出 先 水戸市笠原町978番6 茨城県知事 橋 本 昌 (土木部都市局都市計画課扱い) 提 出 期 限 平成14年10月18日 (必着のこと) 様 式 別掲のとおり

2 水戸・勝田都市計画の変更案

(1) 種類、名称及び面積

種 類	名 称	面 積
新住宅市街地開発事業	十万原新住宅 市街地開発事業	約135.2ha

(2) 変更する内容

公共施設の配置及び規模並びに宅地の利用計画

(3) 都市計画を変更する土地の区域

十万原新住宅市街地開発事業を定める土地の区域は変更なし

(4) 案の作成理由

本事業は、常陸那珂地区開発などに伴う住宅需要に対応すると共に、水戸都市圏北西部地域の住居、就業、生活支援機能などの充実を図り、自立性のある新市街地を形成するため、平成12年7月に事業認可を受け、諸機能

の充実を図るための施設誘致等を行いながら、平成16年春の第1期分譲にむけて事業を進めています。

そのような中で、一部公益施設等の配置・規模が確定し、先行して施設用地の処分が進められており、また、これら公益施設等と一体となり、相互にその機能を補完しながら有効かつ迅速に住宅地の処分を推進するため、宅地及び公共施設用地の配置、規模等について、具体的な計画を見直す必要が生じてきたため、都市計画の変更を行うものです。

3 都市計画の変更案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4588)

(2) 水戸市中央1 - 4 - 1

水戸市都市計画部都市計画課

電話 029 - 224 - 1111 (内線426)

(3) 常北町大字石塚1428 - 25

常北町都市建設課

電話 029 - 288 - 3111 (内線213)

別 掲

公 述 申 出 書

水戸・勝田都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

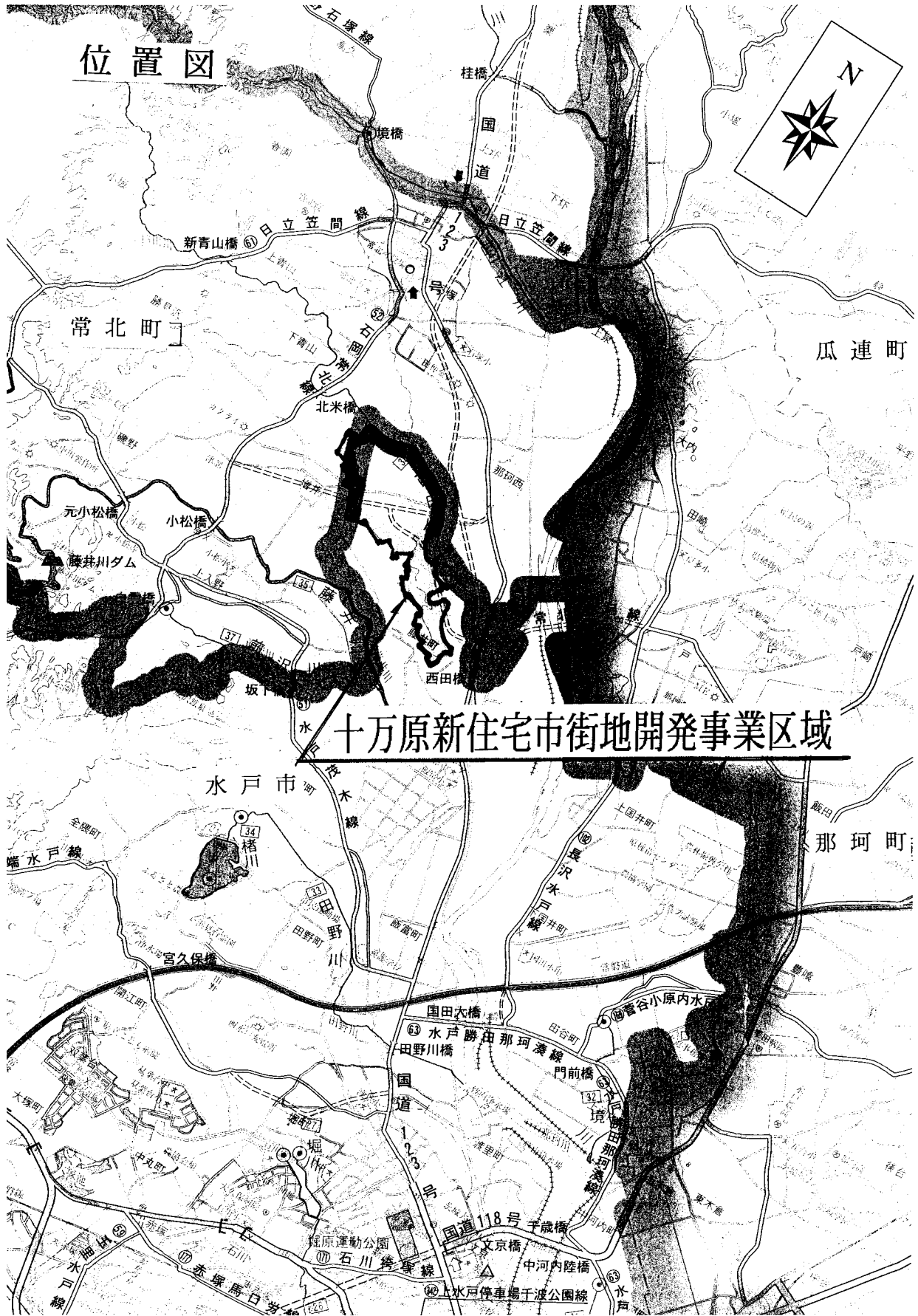
職 業

意見の要旨 別 紙

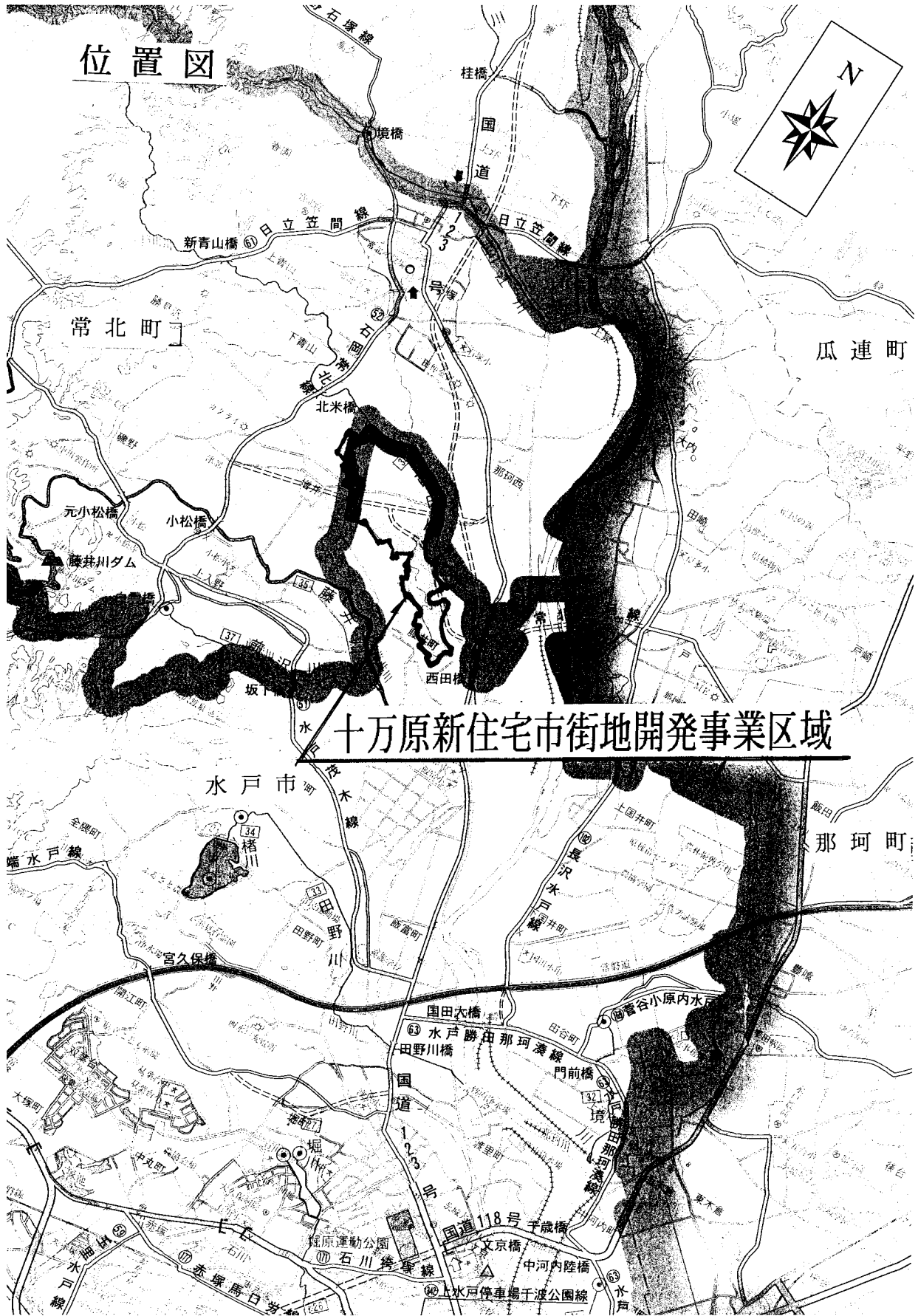
「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

位置図



十万原新住宅市街地開発事業区域



物品調達等競争入札参加者の資格に関する公示

平成14年4月18日付け茨城県報第1356号において公示した「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、平成14年度において茨城県の競争入札の参加資格を得ようとする者の申請方法等」については、平成14年10月10日から、次のとおり改める。

平成14年10月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 業種区分及び調達する物品等又は特定役務の種類

競争入札の参加資格を得ようとする者の業種及び調達する物品等又は特定役務の種類は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造の請負又は買入れ

- 01 印刷類：一般印刷，軽印刷，フォーム印刷，その他
- 02 文具・事務機器類：文具・事務機器，OA機器，用紙，その他
- 03 家具類：木製家具，スチール家具，室内装飾，その他
- 04 車両・船舶類：自動車，オートバイ・自転車，車両部品・用品，船舶，船具・漁具，その他
- 05 産業機器類：工作機器，農業機器，建設機器，その他
- 06 電気機器類：家電器具，電機設備，通信機器，視聴覚機器，その他
- 07 精密機器類：理化学機器，計測機器，医療機器，福祉機器，その他
- 08 雑機器類：消防機器，厨房機器，その他
- 09 薬品類：医薬品，衛生材料，化学・工業薬品，農業薬品，その他
- 10 燃料及び油脂製品類：石油，LPガス，高圧ガス，その他
- 11 建設用資材類：工事用資材，給排水設備用資材，電気工事用資材，その他
- 12 趣味・表彰用品類：カメラ，時計，記念品・バッチ，スポーツ用品，楽器，その他
- 13 繊維・日用品類：被服・繊維，寝具，皮革・ゴム製品，雑貨・金物，その他
- 14 その他：食品，広告・看板，標本・模型，保安用品，その他

(2) 役務の提供

- 15 広告・出版・催物：映画・ビデオテープの企画・製作，印刷物の企画・製作，催物の企画・製作，テレビ・ラジオ番組制作・放送，新聞・定期刊行物による広告，その他
- 16 建築物の管理(1)：建築物環境衛生維持管理（建築物空気環境測定，建築物飲料水水質検査，建築物飲料水貯水槽清掃，建築物ねずみ昆虫防除，建築物環境衛生一般管理），植栽管理，屋内清掃，屋外清掃・消毒及び駆除，浄化槽清掃，その他
- 17 建築物の管理(2)：空調設備保守点検，消防・保安設備保守点検，浄化槽保守点検，警備（(建物以外の警備を含む）常駐警備，機械警備），その他
- 18 施設・設備等の保守管理：上水道施設・設備の保守点検，下水道処理施設維持管理，通信設備の保守管理，自動車の保守及び修理，金属製品・機械及び機器の修理，その他
- 19 リース・レンタル：事務用機器及びOA機器，産業機器類，車両・船舶，その他
- 20 コンピュータ関連サービス：ハードウェア関連サービス，ソフトウェア関連サービス，インターネット関連サービス，データ処理サービス，専門人材派遣，その他
- 21 運送：旅客業，陸上運送，海上運送，航空運送，その他
- 22 調査・測定検査：市場調査サービス，世論調査サービス，自然環境・公害等の調査及び測定，その他
- 23 廃棄物処理，衛生その他環境保護：廃棄物の処理，廃棄物の運搬，廃品回収，クリーニング，その他
- 24 その他：調理・給食サービス，医療事務代行，その他業務代行，人材派遣，旅行サービス，その他

2 申請の時期

随時受け付ける。

3 申請の方法

- (1) 申請書の入手方法 茨城県所定の「物品調達等競争入札参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、次に掲げる交付場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。茨城県出納事務局出納第二課のホームページからダウンロードすることもできる。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県出納事務局出納第二課調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

アドレス <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/suitou/suini/suini.htm>

- (2) 申請書の提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付して、別記に掲げる場所に提出すること。なお、郵送は認めないので直接持参すること。

ア 県税に未納がないことを証する納税証明書(茨城県に納税義務のある場合に限る。)

イ 商業登記簿謄本(個人にあっては、市町村長の発行する身分証明書)

ウ 特約店又は代理店であるときは、これを証明する書類

エ 営業に関し許可、認可等を必要とするときは、これを受けたことを証明する書類

オ 前年度の財務諸表(個人にあっては、営業収支計算書)

カ 契約に関し、営業所長等に権限の委任がなされているときは、その旨を証する書類

キ ISO14001の認証を取得しているときは、当該認証の取得に係る登録証の写し

- (3) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

4 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされた者で、同項の期間を経過していない者
- (3) 営業に関し、法令等の規定に基づき、官公署の許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (4) 申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 県税を滞納している者

5 競争入札参加者の資格及びその審査

競争入札に参加できる者の資格審査は、次に掲げる事項について審査し、競争入札参加資格の有無及びその者の発注金額の標準となる審査数値を決定する。

(1) 経営規模

(2) 経営比率

(3) 売上高

(4) 営業年数

(5) 環境への配慮

6 資格審査結果の通知

「物品調達等競争入札参加資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

資格決定の日から平成17年9月30日までとする。

8 資格の更新手続

有資格者に対し、有効期間満了日前に通知する。

正 誤

平成7年4月10日付け茨城県報第640号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	下から19	旧	旧 (A)
"	下から14	新	新 (A) (B)
"	下から16	最大 15.8	最大 22.0
"	下から13	最大 52.1	最大 56.0
"	下から17	バイパス新設	バイパス一部区間の新設

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)